

第 10 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	教育用端末、充電保管庫（大、小）、電子黒板機能付き大型提示装置（プロジェクター型、液晶型）及び実物投影機	熊本市北区徳王一丁目6番8号 西部電気工業株式会社熊本支社	教育用端末等として使用するため	1,317,028,350円

（提案理由）

熊本県教育委員会において使用する教育用端末等として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。